

令和 7 年度
職員(事務職)採用試験
受験案内

公益財団法人 千葉市産業振興財団

＜受付期間＞令和 7 年 4 月 8 日（火）～ 5 月 13 日（火）

郵送： 5 月 13 日（火）17 時必着

持参：土・日曜日、祝日を除く各日 9 時～17 時

＜受付場所＞

公益財団法人千葉市産業振興財団

千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 8 階

1 公益財団法人千葉市産業振興財団の目的

当財団は、千葉市の特性を活かして、事業者の経営革新及び新事業創出の促進その他地域産業の振興に資する事業を実施することにより、活力ある地域経済社会を構築し、市民生活の向上に貢献すること、また、市内の中小企業に勤務する従業員等に対して、総合的な福祉事業を行うことにより、福祉の向上を図り、中小企業の振興及び地域社会の活性化に貢献することを目的としています。

2 求める人材像

（１）中小企業の支援に熱意をもって取り組むことのできる者

（２）主体性があり、何事にも積極的に取り組むことのできる者

※ なお、中小企業等の経営、金融等支援の経験・スキルがあれば望ましい。

3 職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
事務職	1 人	総務・経理に関すること 産業振興に関すること 勤労者等の福祉に関すること

4 受験資格

次の（１）及び（２）の要件をすべて満たす人

（１）昭和 60 年（1985 年）4 月 2 日以降に生まれた人（学歴不問）

（２）次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 試験日程等

(1) 書類選考

応募者多数の場合、提出された書類にて選考を行い、5月15日(木)に選考結果を発送します。選考を通過した方には、受験票をお送りします。

(2) 第1次・第2次試験

試験	日 時	会 場	合格発表
第1次試験	令和7年5月25日(日) 集合時間 9時40分 試験時間 10時～12時	千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階	令和7年6月上旬に本人宛に通知します。
第2次試験	令和7年6月19日(木) 日時等は、第1次試験合格者に通知します。	公益財団法人 千葉市産業振興財団	令和7年6月下旬に本人宛に通知します。

6 試験の方法・内容

試験方法		試験内容
第1次試験 ※応募者多数の場合、書類選考し、選考を通過した方のみ実施	職務 基礎力試験 (80分)	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力と適応性を検証する試験
	事務 適性検査 (10分)	事務職員としての適応性を、正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査 (面接試験の参考とします。)
第2次試験 ※第1次試験合格者	面接試験	主として、人物・性格等についての個別面接による試験

7 受験申込手続

(1) 提出書類

次の書類に必要事項を記入のうえ、(公財)千葉市産業振興財団に持参又は郵送(封筒に「応募書類在中」と記載してください)にて提出してください。なお、可否に関わらず提出された書類等については、返却しませんのでご了承ください。

ア 受験申込書

イ 履歴書

※受験申込書、履歴書は、(公財)千葉市産業振興財団のホームページの所定の項目から入手してください。⇒ <https://www.chibashi-sangyo.or.jp/saiyo.html>

ウ 職務経歴書

エ 受験票及び第1次試験の結果を通知するための返信用封筒（長形3号）2部

※宛先（住所及び氏名）を記入し、110円切手を貼付してください。

（2）受付期間

令和7年4月8日（火）～ 令和7年5月13日（火）（午後5時必着）

郵送及び直接持参にて受け付けます。

※直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとなります。

※提出書類や記載事項に不備等があった場合は、受理できないことがあります。

8 合格（採用内定）から採用まで

（1）採用は、令和7年8月1日の予定です。

ただし、最終合格者の希望を確認のうえ、8月以前に採用されることがあります。

（2）採用にあたり、雇入れ時健康診断を受診していただきます。

※受診については、別途通知します。

（3）合格発表後、受験資格がないことや、受験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格（採用内定）を取り消すことがあります。

9 給与、勤務時間等（令和7年4月1日現在）

（1）初任給 225,630円（大卒・職歴なしの場合。地域手当を含む）

※ このほかに諸手当（通勤、扶養、住居、時間外勤務、期末・勤勉手当等）が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

※ 学歴、職務経験等に応じ、前記金額に一定の基準で算出された額が加減される場合があります。

ただし、加算には上限があり、初任給の最高額は280,830円です。

（2）勤務場所 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階
公益財団法人 千葉市産業振興財団

（3）勤務日 原則として、月曜日から金曜日まで

（4）勤務時間 原則として、午前8時30分から午後5時15分又は午前9時から
午後5時45分まで（休憩時間：1時間）

（5）休日等 原則として土・日曜日、祝日並びに年末年始（12月29日～1月3日）

（6）休暇等 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（慶弔・夏季休暇等）等

（7）社会保険 社会保険（健康保険・厚生年金・介護保険）、労働保険（労災保険・雇用保険）
に加入

（8）その他 福利厚生制度として、当財団が提供している勤労者福祉サービスが利用で
きます。

10 申込先・問合せ先

〒260-0013

千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 8 階

公益財団法人 千葉市産業振興財団 事務局 担当：米森（よねもり）

TEL: 043-201-9503、Mail: t.yonemori@chibashi-sangyo.or.jp

※受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとなります。